

平成25年度の

財政の健全化判断比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、町の財政状況と公営企業の経営状況を判断するために算定しました平成25年度決算に基づく粕屋町の健全化判断比率は下表のとおりです。

◆ 健全化判断比率

指 標	平成24年度	平成25年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	— (△ 7.85%)	— (△ 9.11%)	— (△1.26%)	13.70%	20.0%
②連結実質赤字比率	— (△25.79%)	— (△27.21%)	— (△1.42%)	18.70%	30.0%
③実質公債費比率	18.3%	16.1%	△2.2%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	41.7%	22.7%	△19.0%	350.0%	

- ・実質赤字比率 …… 一般会計等(一般会計、住宅新築資金特別会計)の収支が黒字だったのか赤字だったのかを判断する指標です。粕屋町は黒字のため、「—」で表示しています。参考として黒字の比率を(△)で示しました。
- ・連結実質赤字比率 …… 一般会計等、特別会計、企業会計全ての会計を合算して町全体の収支が黒字だったのか赤字だったのかを判断する指標です。粕屋町は黒字のため、「—」で表示しています。参考として黒字の比率を(△)で示しました。
- ・実質公債費比率 …… 町(一般会計等、公営企業会計、一部事務組合)が支払う公債費(借入金)の年間返済額(粕屋町が負担した額)が、町の年間収入に対しての財政負担の割合を示す指標です。
- ・将来負担比率 …… 町が将来的に負担しなければならない負債の財政負担の割合を示す指標です。

◆資金不足比率

粕屋町の公営企業(下記の上下水道事業が該当します。)の資金不足額が、事業規模に対してどの程度の割合であるかを表す指標です。

公営企業会計の名称	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	経営健全化基準
上 水 道 事 業	—	—	—	20.0%
流域関連公共下水道事業	—	—	—	

資金不足がないため、「—」で表示しています。

平成 25 年度は、すべての比率が早期健全化基準および経営健全化基準を下回り、財政の健全化が確保できています。

実質公債費比率は一般会計の起債の償還がピークを過ぎたため、2.2ポイント改善しました。今後は、負担の平準化を図り事業を行うことが必要です。

一方、将来負担比率は地方債の現在高が減少したため大幅に良くなっています。将来負担比率とは、現時点で想定される将来の負担が、標準財政規模(1年分)の何倍あるのかを指標化しているものです。

家計に例えると、給与収入の何年分の借金があるのか、というものになります。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。

この指標は、他の3つの指標と違って財政再生基準(レッドカードの基準)はありませんが、この指標に係る早期健全化基準(イエローカードの基準)は、都道府県・政令市では400%、市町村では350%となっています。

今後、公共施設の老朽化に伴い施設の建替えや改修が大きな財政負担になると考えられます。財政の健全化を図りつつ、計画的に施設の維持管理を進めていくことが継続的な町の発展には重要になってきます。

◆お問い合わせ

粕屋町役場 経営政策課 財政係

電話(直通)092-938-0175

財政用語の説明

用語	見方	算式
実質赤字比率	一般会計等(一般会計及び住宅新築資金等貸付金事業会計の合計)の歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額の標準財政規模に対する割合。	一般会計等の実質赤字額／標準財政規模
連結実質赤字比率	連結実質赤字額:一般会計等、国民健康保険会計、老人保健会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計の実質赤字の合計額に、公営企業会計(上水道、下水道)の資金不足額を合計した額。	連結実質赤字額／標準財政規模
実質公債費比率	一般会計等の公債費、公営企業会計の公債費に一部事務組合(須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、北筑昇華苑組合、福岡地区水道企業団)が支払う公債費のうち粕屋町が負担した額を加えた額に対する財政負担の割合を示す比率。	
将来負担比率	一般会計等、公営企業会計の地方債現在高及び一部事務組合の地方債の元金償還額に充てる町の負担額、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額、土地開発公社の負債額など将来における財政負担の割合を示す比率。	
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額がある場合の、町の財政負担を示す比率。	資金の不足額／事業の規模
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すもので、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。	
早期健全化基準	財政の早期健全化を図るための基準として政令で定められた数値で、①から④の指標のいずれかが基準以上である場合は、財政の悪化した要因を分析し自主的な改善努力による早期の財政健全化計画を作成しなければならない。	
財政再生基準	指標①②③のいずれかが基準以上である場合は、財政が著しく悪化した要因を分析し、財政再生計画を作成し総務大臣の同意を得なければならない。また、総務大臣は当該団体に対して予算の変更や、財政再生計画の変更その他必要な措置を勧告することが出来る。	
経営健全化基準	公営企業の経営の健全化の基準として政令で定められた数値で、資金不足比率が基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。	